

入札説明書

平成21年7月7日修正

中部地方整備局飯田国道事務所の「平成21年度 19号桜沢地区用地調査」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示日 平成21年7月2日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 飯田国道事務所長 柳 武市
長野県飯田市東栄町3350

3. 業務概要

(1) 業務名 平成21年度 19号桜沢地区用地調査（電子入札対象案件）

(2) 業務内容 本業務は、飯田国道事務所が施行する国道19号桜沢改良事業に伴い必要となる用地測量及び用地調査を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

◎用地測量

1) 打合せ協議（当初）	1回
2) 打合せ協議（中間）	1回
3) 打合せ協議（成果品納入時）	1回
4) 作業計画	1業務
5) 現地踏査	1業務
6) 地積測量図の転写	2.50万㎡
7) 復元測量	2.50万㎡
8) 境界確認	4.95万㎡
9) 土地境界立会確認書作成	4.95万㎡
10) 補助基準点設置	4.95万㎡
11) 境界測量	4.95万㎡
12) 用地境界仮杭設置	3.93万㎡
13) 境界点間測量	4.95万㎡
14) 面積計算	3.93万㎡
15) 用地実測図原図作成1/500	4.95万㎡
16) 用地平面図作成1/500	4.95万㎡
17) 確定図1/500	4.95万㎡
18) 土地調書作成	1.17万㎡
19) 土地現地調査書作成	3.93万㎡

20) 添付図面作成	3. 93万㎡
21) 公共用地管理者との打合せ	1 業務
22) 公共用地境界確定協議依頼書作成	1. 08km
23) 公共用地境界協議確定書作成	1. 08km

◎用地調査

1) 打合せ協議（基本）	1 業務
2) 打合せ協議（加算）	31 権利者
3) 現地踏査	1 業務
4) 生産設備 A 300㎡以上500㎡未満 予備調査無	1 設備
5) 附帯工作物（独立工作物）予備調査無	1 箇所
6) 立竹木（用材林）傾斜地	9. 13千㎡

(4) 履行期限 平成22年1月29日

(5) 資料等の提出方法

本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

①当初より電子入札システムによりがたい者は、発注者の承認を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。この申請書の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

・受付窓口：〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

国土交通省 中部地方整備局 飯田国道事務所 経理課

電話 0265-53-7201 ファクシミリ 0265-53-7213

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

②電子入札システムで利用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、①から③に掲げる資格を満たしていること。

①予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③登録規程第2条第1項別表に掲げる土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理者又は土地調査部門及び物件部門の補償業務管理士の資格を有していない場合。

(4) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。

~~なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。~~

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項別表に掲げる土地調査部門又は物件部門に係る業務

類似業務：上記以外の登録規程第2条第1項別表に掲げる~~土地調査部門又は物件部門に係るいずれかの業務~~

(5) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに~~大臣~~認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は平成21年7月21日（火）を予定する。

- ① 登録規程第2条第1項別表に掲げる土地調査部門~~及び物件部門~~に係る登録規程第3条に掲げる補償業務の管理を司る専任の者（以下「補償業務管理者」という。）。)
- ② 社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する土地調査部門~~及び物件部門~~の補償業務管理士（以下「補償業務管理士」という。）。)

(6) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。

業務実績は、技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（発注者、受注者、出向又は派遣等）は問わない。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、発注者としての業務実績は、総括監督員又は主任監督員（用地調査等請負業務監督検査要領第3条第2項）としての実務経験とする。

同種業務：登録規程第2条第1項別表に掲げる土地調査部門又は物件部門に係る業務

類似業務：上記以外の登録規程第2条第1項別表に掲げる~~土地調査部門又は物件部門に係るいずれかの業務~~

(7) 手持ち業務量に関する要件

平成21年7月2日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、全て手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

5. 担当部局

〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350

国土交通省 中部地方整備局 飯田国道事務所 用地課

電 話 0265-53-7202

F A X 0265-53-7210

メールアドレス：keiikok@cbr.mlit.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：平成21年7月3日から平成21年7月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（紙入札方式による提出の場合も同じ。）。

提 出 先：5. と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

①郵送又は電送する旨の表示

②郵送又は電送する書類の目録

③郵送又は電送する書類のページ数

④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎 2007 以下

・Microsoft Word2002 以下

- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

留 意 点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先・・・5. と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

- (1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定主任担当者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は平成21年7月21日を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目		評価の着目点		配点	評価のウェイト
		判断基準			
基本事項 (企業)	企業	業務実績	平成 1 1 年度以降の同種又は類似業務の実績の内容を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 5 ② 0	5
		業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ① 75点以上 ② 70点以上75点未満 ③ 65点以上70点未満 ④ 60点以上65点未満 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は70点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を65点として扱う。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 0	5
		業務拠点	営業拠点等の所在地を次の順位で評価する。 ① 飯田国道事務所管内に営業拠点等を有する。 ② 上記以外に該当しない	① 5 ② 0	5
		企業信頼度	以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等	① 0	5 0

		(指名停止等の措置)	の処分を受けている場合、評価点を減じる。 ア) 営業停止又は指名停止期間処置後 6 ヶ月 イ) 文書注意後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月 ① 処分を受けていない。 ② 処分を受けている。	②-5	
		その他(補償コンサルタント登録の有無)	当該業務に関連する部門の補償コンサルタント登録の有無を次の順位で評価する。 ① 土地調査部門及び物件部門の補償コンサルタント登録がある。 ② 上記に該当しない。	① 5 ② 0	5
基本事項 (技術者)	配置予定 技術者(主任担当者)	技術者資格	技術者資格を次の順位で評価する。 ① 土地調査部門及び物件部門の補償業務管理者又は土地調査部門及び物件部門の補償業務管理者又は補償業務管理士の資格を有する。 ② 上記に該当しない。	① 5 ② 0	5
		業務実績	平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績の内容を次の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。	① 5 ② 0	5
		業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ① 75 点以上 ② 70 点以上 75 点未満 ③ 65 点以上 70 点未満 ④ 60 点以上 65 点未満 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務(業務成績を付与していない業務や契約額 500 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等)の実績であるため業務成績がない場合は 70 点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を 65 点として扱う。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 0	5
		地域精進度	過去 10 年間の当該事務所周辺での経験を次の順位で評価する。 ① 飯田国道事務所管内における業務経験を有する。 ② その他上記に該当しない。	① 5 ② 0	5
		手持ち業務量	手持ち業務量について次の順位で評価する。 ① 全ての手持ち業務の契約金額が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満 ② 全ての手持ち業務の契約金額が 2 億円以上 4 億円未満かつ件数が 10 件未満	① 5 ② 0	5

8 非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を電子入札システムにより通知する。なお、

紙入札方式による参加者には書面により通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - ①受付場所：5. と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判。）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - ①質問の受付先：5. と同じ。
 - ②質問の受付期間：平成21年7月3日から平成21年7月23日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
- (2) 質問に対する回答は、質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
~~質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。~~
 - ①閲覧場所：〒395-0024 長野県飯田市東栄町3350
国土交通省 中部地方整備局飯田国道事務所1階掲示板にて閲覧する。
 - ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間
平成21年7月28日10時00分から平成21年7月29日16時00分まで。
- (2) 入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局飯田国道事務所経理課まで持参すること。
- (3) 開札の日時
開札は、平成21年7月30日10時00分に中部地方整備局飯田国道事務所入札室にて行う。

11. 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13. 開札

紙入札方式の場合は入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4. に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているの

で入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(3)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定主任技術者の制限又は品質証明等について、次の①から④のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。
- ② 過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において主任担当者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。
- ③ 受注者が行う当該業務の補償コンサル業務の照査に加え、第三者による補償コンサル業務の照査を受注者の負担において実施する。

補償コンサル業務の照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償コンサルタント業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。
- 3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。
- 5) 第三者による補償コンサル業務の照査を実施する技術者は、用地調査等共通仕様書第2条に定める「照査技術者」と同様に、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有すると認めたものであること。

なお、第三者による補償コンサル業務の照査にかかる再委託については、用地調査等請負契約書第6条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、用地調査等請負契約書第38条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による補償コンサル業務の照査等を実施した者が責任を負うものではない。

- ④ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る用地買収が完了するまでとする。

(2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無。

18. 契約書作成の要否等

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 無。

20. 火災保険付保の要否 否。

21. 関連情報を入手するための照会窓口 5. と同じ

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－１～７、Ａ４判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の同種又は類似業務の実績等	・参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績及び業務成績について記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は3件とする。 ・記載様式は様式－２とし、1業務につきＡ４判1枚以内に記載する。 ・業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。
参加表明者の業務拠点	・中部地方整備局管内の営業拠点等の所在地を記載する。 ・記載様式は様式－３とする。
参加表明者の補償関係コンサルタント登録の状況等	・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録の状況を記載する。 ・記載様式は様式－４とする。
配置予定主任担当者の経歴等	・配置予定主任担当者について、資格等を記載する。 ・手持ち業務は平成21年7月2日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは主任担当者、照査技術者及び担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務

	の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・過去10年間の当該事務所周辺での業務経験について1件記載する。 ・記載様式は様式－5とする。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績等	・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は3件とする。 ・記載様式は様式－6とし、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。
業務実施体制	・他の補償関係コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－7とする。 ・土地調査部門及び物件部門部門の補償業務管理者又は土地調査部門及び物件部門の補償業務管理士の保有状況を記載する。 ・記載様式は様式－7とする。

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明書の提出者及び配置予定主任担当者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がある。

また、配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名

停止を行うことがある。

- (4) 落札者は、参加表明書等に記載した配置予定主任担当者を当該業務の主任担当者として配置すること。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局飯田国道事務所経理課 電話0265-53-7201へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。再入札通知書については発注者から送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- (10) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(別添)

(様式－１)

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
飯田国道事務所長 柳 武市 殿

住 所
電話番号
FAX
会社名
代表者 役職名 氏名 (※印)
(※ 紙入札方式の場合は押印すること)

平成21年7月2日付けで手続開始の公示のありました平成21年度 19号桜沢地区用地調査に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－１から様式－７まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。

(様式－２)

参加表明者の同種又は類似業務の実績等（平成１１年度以降）

業務分類	同種（あるいは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務成績（評点）	〇〇 点			

※ 業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。

※ 業務の概要については具体的に記述すること。

※ 業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。

(様式－３)

参加表明者の業務拠点

営業拠点等の所在地	
会 社 名	所 在 地

(様式－４)

参加表明者の補償コンサルタント登録の状況等

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	更新年月日	登録部門

※ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第２条第１項の別表に定める登録部門における登録状況を記載する。

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日 才		
③所属・役職			
④保有資格 （資格名、登録番号、取得年月日）			
⑤従事部門の経歴（直近の順に記入） 1) 2) 3) 年 月 ～ 年 月 { 年 ケ月 } 年 月 ～ 年 月 { 年 ケ月 } 年 月 ～ 年 月 { 年 ケ月 } 累 計 (年 ケ月)			
⑥手持業務の状況（平成21年7月2日現在）、契約金額500万円以上			
業務名（TECRIS登録番号）	発注機関	履行期間	契約金額
			(契約金額合計 万円)
⑦当該事務所周辺での業務経験（平成11年度以降）			
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名（TECRIS登録番号）	履行期間	受注会社名

※ 業務実績が確認できる書類の写し等を添付すること。

(様式－ 6)

配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績等（平成 1 1 年度以降）

業務分類	同種（あるいは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 T E L				
業務の概要				
業務の技術的特徴				
当該技術者の業務 担当の内容				
業務成績（評点）	〇〇 点			

※ 業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。

※ 業務の概要等については業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※ 発注者としての総括監督員又は主任監督員での経験を記載する場合は、事務所名、年次、役職等も記載すること。

※ 業務実績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を添付すること。

業務実施体制

(再委託等の内容)

--

注：他の補償関係コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(補償業務管理士等の保有状況)

土地調査部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
土地評価部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
物件部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
機械工作物部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
営業補償・特殊補償部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
事業損失部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
補償関連部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	
総合補償部門	①氏 名	
	②登 録 番 号	
	③取得年月日	

※ 保有する補償業務管理者又は補償業務管理士について記載する。